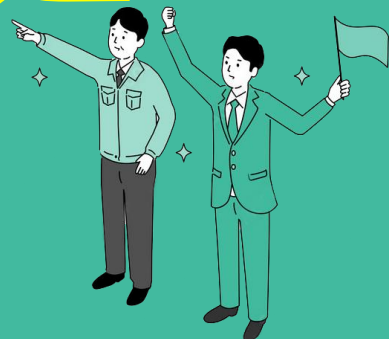


全国の自治体等の産業用地整備の実現に向けて伴走支援を実施します

産業用地整備促進 伴走支援事業



【事業の目的】

国内投資の受け皿となる産業用地の創出を目的として、産業用地整備に取り組む地方公共団体等に対し、プロジェクトマネジメントや関係法令に関する助言、適地選定調査や基本計画調査などによる伴走支援事業を令和10年度まで5年間実施します。

【支援事業の種類】

	概要
①相談窓口(無料)	アドバイザー事業に該当しない初期的・個別的な相談について、東京での面談のほか、Web、電話で対応します。
①産業用地整備に向けた アドバイザー事業	産業用地整備の計画はあるものの、ノウハウ不足を抱えている地方公共団体等に対し、プッシュ型で支援を行うことで、次のステップへ移行する契機とすることを目的としています。現地に2回程度訪問し、課題の整理や候補地の視察を行い、事業可能性の評価や助言等を実施します。
②産業用地整備に向けた 適地選定調査	産業用地整備の計画がある地方公共団体等に対し、土地利用の現況や地形等を踏まえた条件整理を実施し、現地調査を実施しながら産業インフラやICからの距離等を踏まえた評価、最終候補地の選定を通じて、産業用地整備の計画の熟度を高めることを目指します。
③産業用地整備候補地の選定後に行う 基本計画調査	適地選定調査等が終了し、産業用地整備に向けて協議を進める地方公共団体等に対し、具体的な造成計画(道路、調整池、給水等を含める)の策定にかかる業務を支援するとともに、企業への引き渡しに向けた事業スケジュールや採算性等も併せて検討することで、産業用地整備に向けた動きを加速化させます。

②適地選定調査・③基本計画調査

用地整備検討

適地選定調査

基本計画調査

測量調査

実施設計

造成工事

企業公募
用地引渡

①アドバイザー事業(用地整備検討から用地引渡まで全フェーズに対応)

※アドバイザー事業に該当しない初期的・個別的な相談は、①相談窓口(無料)にて対応

産業用地整備促進伴走支援事業

支援内容および事業費



① アドバイザリー事業

1) 事業概要

産業用地整備の計画はあるものの、ノウハウ不足を抱えている地方公共団体等に対し、プッシュ型で支援を行うことで、次のステップへ移行する契機とする。現地に2回程度訪問し、課題の整理や候補地の視察を行い、事業可能性の評価や助言等を実施。また、毎月1回程度、WEB・電話・メール等での打合せを実施。

2) 対象者

- ① 地方公共団体等（地方公共団体、土地開発公社又は産業団地を形成する事業協同組合）
- ② 産業用地整備の計画（※）があること
（※）産業用地整備の計画とは、地方公共団体等が事業主体である計画又は民間活力を産業用地整備に導入した計画を対象とし、産業用地整備に係る具体的な業務内容やスケジュールの検討内容が記載されたものとする。なお、当該計画は、公表の有無を問わない。
- ③ 対象となる支援事業に係る経費を負担できること

3) 支援内容

- ① 課題の掘り起こし
- ② 課題解決方針の検討
- ③ 具体的な支援の実施（庁内外の調整、都市計画法等の関連法の相談、地域未来法や農村産業法等を活用した開発手法の相談、先進的開発事例などの情報提供等）
- ④ 進捗状況の検証

4) 事業スキーム

- ① 事業実施期間 原則年度末まで（令和6年度公募事業は令和7年3月末。ただし、手続きを経た場合は令和7年12月末。）
- ② 立地センターと事業実施者との間で「業務委託契約」を締結
- ③ 実施事業費のうち事業実施者が負担する額27万円（税別）を除く実施事業費を基金が負担する

5) 具体的な支援イメージ

1 産業用地整備を検討する段階

- 産業用地整備に向けた庁内外の体制づくりの相談
- 都市計画法、農地法、農振法など関連法の相談
- 適地選定調査など開発関連調査の進め方の相談
- 産業用地整備の先行事例の情報提供
- その他()

4 産業用地整備を進める段階

- 測量調査、地質調査、実施設計に向けての相談
- 地権者交渉、分譲価格の設定の相談
- 企業募集要項の作成、企業審査の相談
- その他()

用地整備
検討

適地選定
調査

基本計画
調査

測量調査

実施設計

造成工事

企業公募
用地引渡

企業ニーズ把握

企業誘致活動

2 産業用地整備の調査段階

- 検討候補地の現地視察、事業化可能性の相談
- 農地転用、農振除外の進め方の相談
- 地域未来法、農村産業法などの開発手法の相談
- 庁内会議に参加して協議・相談
- その他()

3 企業ニーズ把握、企業立地の取組段階

- 企業ニーズ調査方法の相談
- 企業立地手法の相談
- 立地対象企業の相談
- その他()

相談窓口（無料、東京での対面・電話・WEBなど）は各フェーズ（計画段階）において複数回相談可能



② 適地選定調査

1) 事業概要

産業用地整備の計画がある地方公共団体等に対し、土地利用の現況や地形等を踏まえた条件整理を実施し、現地調査を実施しながら産業インフラやICからの距離等を踏まえた評価、最終候補地の選定を通じて、産業用地整備の計画の熟度を高める。

2) 対象者

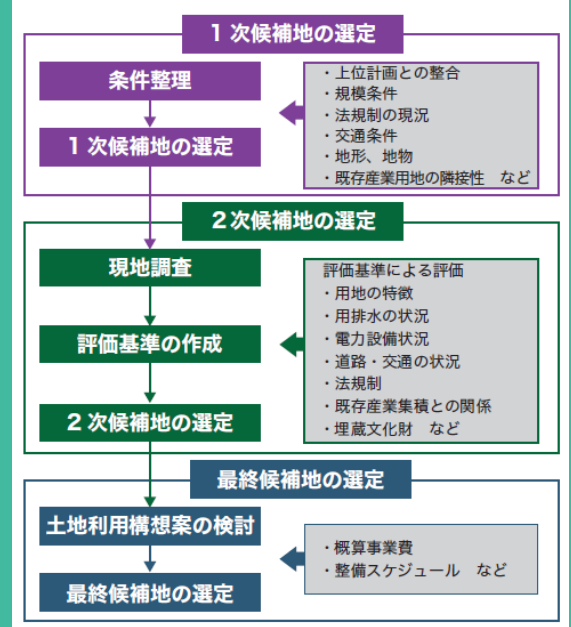
- ① 地方公共団体等（地方公共団体、土地開発公社又は産業団地を形成する事業協同組合）
- ② 産業用地整備の計画があり、数年以内の用地の引き渡しを予定しており、実施体制が整っていること
- ③ 対象となる支援事業に係る経費を負担できること

3) 支援内容

- ① 企業の立地動向の把握
- ② 一次候補地の選定（5～10箇所程度）
- ③ 二次候補地の選定
- ④ 最終候補地の選定（2箇所程度）
- ⑤ 企業ニーズ調査（実施する場合）

4) 事業スキーム

- ① 事業実施期間 原則年度末まで（令和6年度公募事業は令和7年3月末。ただし、手続きを経た場合は令和7年12月末）
- ② 立地センターと事業実施者との間で「業務委託契約」を締結
- ③ 実施事業費のうち2分の1までかつ最大300万円（税別）を基金が負担するものとし、それ以外は事業実施者が負担



③ 基本計画調査

1) 事業概要

適地選定調査等が終了し、産業用地整備に向けて協議を進める地方公共団体等に対し、具体的な造成計画（道路、調整池、給水等を含める）の策定にかかる業務を支援するとともに、企業への引き渡しに向けた事業スケジュールや採算性等も併せて検討することで、産業用地整備に向けた動きをさらに加速化させる。

2) 対象者

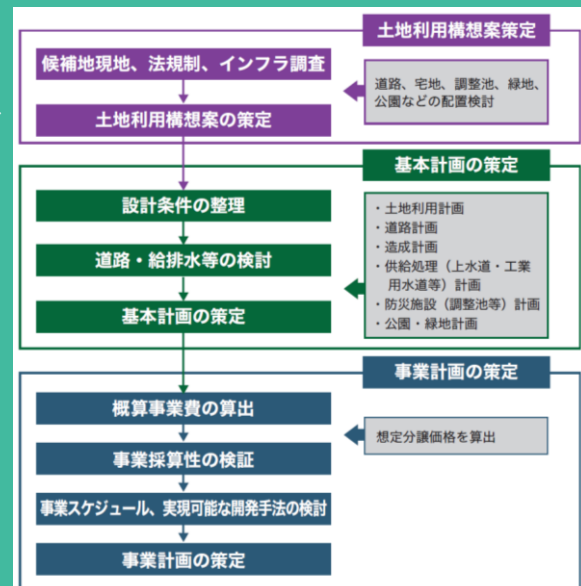
- ① 地方公共団体等（地方公共団体、土地開発公社又は産業団地を形成する事業協同組合）
- ② 産業用地整備の計画があり、数年以内の用地の引き渡しを予定しており、実施体制が整っていること
- ③ 対象となる支援事業に係る経費を負担できること

3) 支援内容

- ① 候補地現況調査
- ② 土地利用構想案の策定
- ③ 基本計画の策定
- ④ 事業計画案の策定

4) 事業スキーム

- ① 事業実施期間 原則年度末まで（令和6年度公募事業は令和7年3月末。ただし、手続きを経た場合は令和7年12月末）
- ② 立地センターと事業実施者間で、「業務委託契約」を締結
- ③ 実施事業費のうち2分の1までかつ最大400万円（税別）を基金が負担するものとし、それ以外は事業実施者が負担



【事業内容の比較】

	①アドバイザー事業	②適地選定調査	③基本計画調査
目的	産業用地整備の計画はあるもののノウハウ不足を抱えている自治体に対し、プッシュ型でアドバイスを行うことで、次のステップへ移行する契機とする	土地利用の現況や地形等を踏まえた条件整理を実施し、現地調査を実施しながら産業インフラやICからの距離等を踏まえた評価、最終候補地の選定を通じて、産業用地整備計画の熟度を高める	具体的な造成計画(道路、調整池、給水等を含める)を策定するとともに、企業への引き渡しに向けた事業スケジュールや採算性等も併せて検討することで、産業用地整備に向けた動きを加速化させる
支援対象	地方公共団体等。産業用地整備の計画があること。事業費の一部を負担できること	地方公共団体等。産業用地整備の計画があり、数年以内の用地の引き渡しを予定しており、実施体制が整っていること。事業費の一部を負担できること	地方公共団体等。産業用地整備の計画があり、数年以内の用地の引き渡しを予定しており、実施体制が整っていること。事業費の一部を負担できること
対象フェーズ	「用地整備検討」から「用地引渡」まで全フェーズ	「適地選定調査」フェーズ	「基本計画調査」フェーズ
支援概要	検討段階の総合コンサル、庁内外の調整、法律関連、適地選定や技術面アドバイス、類似事例の情報提供、立地企業の公募手続き手法等	企業立地動向の把握(全国、都道府県、地域の立地動向)、一次候補地の選定、二次候補地の選定、最終候補地の選定	候補地現況調査、土地利用構想案の策定、基本計画の策定 事業計画案の策定
事業実施者負担	実施事業費のうち事業実施者が負担する額27万円(税別)を除く実施事業費を基金が負担	実施事業費のうち2分の1までかつ最大300万円(税別)を基金が負担するものとし、それ以外は事業実施者が負担	実施事業費のうち2分の1までかつ最大400万円(税別)を基金が負担するものとし、それ以外は事業実施者が負担

【令和6年度事業実施スケジュール】

- 7月上旬 : 伴走支援事業を含む産業立地関連施策説明会(経済産業省主催)
※産業用地整備ガイドブック、工場立地法の説明も同時開催
詳細は経済産業省または日本立地センターWebサイトを参照
- 7月19日(金) : 質問期限
- 8月2日(金) : 応募締め切り
- 8月上旬～中旬 : 審査
- 8月下旬 : 公表
- 8月下旬以降 : 契約等の手続きを実施
- 9月～翌3月末 : 事業実施

お問い合わせ先



一般財団法人

日本立地センター

Japan Industrial Location Center

〒103-0007東京都中央区日本橋浜町2-61-9TIE浜町ビル4F

産業立地部

TEL. 03-5801-9842 FAX. 03-5801-9845

MAIL : sangyo@jilc.or.jp